

危険です！「ながら運転」

1 携帯電話などを手に持って通話



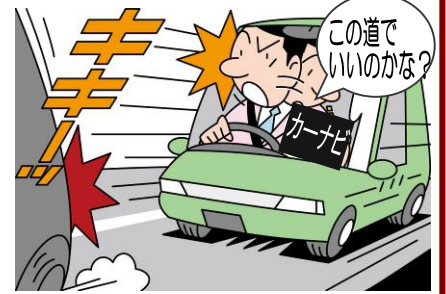
- 手に持たなければ送受信できない無線通話装置が該当し、トランシーバーなどを含む。

2 携帯電話などを手に持って画面を注視



- タブレット端末や携帯型ゲーム機などを含む。

3 カーナビやカーテレビなどの画面を注視



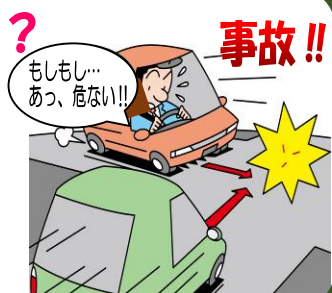
- 車載装置に限らず、車内に固定した携帯電話などの画像表示用装置を含む。
※画面の注視は禁止行為ですが、罰則等の適用は、交通の危険(交通事故など)を生じさせた場合に限る。

反則行為	反則金		違反点数
携帯電話使用等 (交通の危険)	大型車	非反則行為となり すべて罰則を適用 	6点 免許停止
	普通車		
	二輪車		
	原付車		
携帯電話使用等 (保持)	大型車	2万5千円	3点
	普通車	1万8千円	
	二輪車	1万5千円	
	原付車	1万2千円	

「交通の危険」と「保持」の違いとは…

「交通の危険」とは？

携帯電話等の使用により交通事故を起こしたり、道路交通に具体的な危険を生じさせた場合をいいます。



「保持」とは？

運転中に携帯電話やスマートフォンを手に持って、通話や画像を注視したり、カーナビ等の画面を注視する行為をいいます。



携帯電話やスマートフォンは、安全な場所に停止して使用しましょう！